

公共下水道施設施工承認申請に関する説明資料

東松山市上下水道事業
下水道施設課

【共通】

- ◎様式は、東松山市ホームページに掲載のものを使用すること。
URL:<https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/44/3612.html>
- ◎申請書は紙媒体で1部を下水道施設課窓口へ提出、もしくは電子媒体(pdf)でメールにて送付とする。
※下水道施工承認申請専用メールアドレス (gesui16@city.higashimatsuyama.lg.jp)
※データ容量によっては、メールが届かない可能性があります。
(一通で10MBを越えると受信できません。) メール送付後にご一報お願いします。
- ◎用紙はA4またはA3サイズとすること。
- ◎本復旧完了の書類提出から2年間は、瑕疵担保期間とする。
- ◎写真は全てカラーとすること。

【申請時の書類】

- ◎施工承認の手続きと道路占用の許可に20日(書類補正期間、土日祝日は除く)要するので、それを見込んで書類を提出すること。

1. 公共下水道施設施工承認申請書

- ・別紙「記入例」参照
- ・申請者及び工事施工者の押印不要。
- ・工事施工者の電話番号は、常に連絡がつく番号を記入すること。
(申請内容に関して確認をする場合や、許可がおりた際に連絡します)

2. 案内図

- ・申請地が容易に判断できるよう赤色等で申請地を着色すること。

3. 下水道台帳

- ・赤色等で施工箇所を記入すること。

4. 平面図

- ・別紙「平面図」及び「その他参考図」参照

5. 断面図

- ・別紙「断面図」及び「その他参考図」参照

6. 掘削埋戻図

- ・別紙「断面図」参照
- ・道路組成は、道路管理者に事前確認し、別紙に基づき作成すること。

7. 舗装復旧図

- ・別紙「平面図」参照

8. 山留工図

- ・別紙「山留工図」参照
- ・掘削深が 1.5m 以上の場合、別紙に基づき山留工図を作成すること。

※施工時に山留材の確認ができない場合、立会い・提出書類の受領ができません。

9. 保安図、迂回路図

- ・交通誘導員、規制看板、その他安全施設等を表示した図面を作成すること。
- ・道路を通行止めにして施工を行う場合、迂回路を示した図面または地図を作成すること。

10. 現況写真

- ・現地の状況を撮影し、添付すること。
- ・施工箇所が容易に判断できるように写真に線や文字等を記入すること。

11. 確認書

- ・別紙「確認書」の内容を確認し記名すること。

12. その他

(区域外接続の場合)

- ・「接続承認書」と「納入通知書兼領収書」の写しを添付すること。
- ・区域外接続に関する申請や再交付等については、上下水道経営課に確認すること。

(市道や開発等の寄附道路等でマンホール等を設置する場合)

- ・副管図面
- ・マンホール図面（組合せ図・インバート図）
- ・マンホール鉄蓋図面
- ・その他特殊な材料を使う場合は、その詳細を記載すること。
- ・マンホール位置（座標／世界測地系）、地盤高、管底高は市の基準点から管理すること。
※申請書類時点の構造図は、標準的な図で構いません。【仮復旧完了時の書類】提出時に全基分の図を作成していただきます。

13. 注意事項

- ・必ず施工日を**事前（3日以上前）に連絡**し、当日の支管取付の際、市職員の立会いを求めること。
- ・舗装版切断時に発生する濁水について適法に処分をすること。
- ・仮復旧は、**加熱アスファルト**合材で施工すること。
- ・本復旧完了後に写真及び平面図（出来形を記入）を提出すること。
- ・埋設物関係機関に埋設物の状況を確認し、必要に応じて事前協議を行うこと。

市水道施設課：0493-22-1123 松栄ガス：0493-23-7151

東京電力 ：048-534-4365 NTT-ME：049-256-2731 等

【管路・仮復旧完了の書類】

◎施工完了後、原則 2 週間以内に舗装本復旧を除く書類一式を提出すること。

◎仮復旧箇所が沈下等した場合は、対応していただきます。

1. 公共下水道施設施工承認工事完成届（管路・仮復旧）

- ・別紙「記入例」参照

2. 案内図

- ・申請時の書類に同じ。

3. 下水道台帳図

- ・申請時の書類に同じ。

4. 平面図

- ・申請時の数値や材料を、実測した寸法値や使用した材料に変更すること。

5. 断面図

- ・申請時の数値や材料を、実測した寸法値や使用した材料に変更すること。

6. 掘削埋戻図

- ・申請時の数値を、実測した寸法値に変更すること。

7. 舗装復旧図

- ・申請時の数値を、実測した寸法値に変更すること。
- ・本復旧範囲が変更になる場合は、修正すること。

8. 取付管調書

- ・別紙「汚水取付管調書」参照
- ・現地にて実測した数値を記入すること。（4. 平面図や 5. 断面図と同じ数値になるようにすること）
- ・取付管調書に記入する数値は、全て撮影し、工事写真に添付すること。

9. 工事写真

- ・施工状況の写真を添付すること。
- ・管渠・人孔接続の際に抜き取ったコアも写真に収めること。
- ・撮影項目については、別紙「【取付管用】工事写真作成チェックシート」を参照すること。

10. その他

（市道や開発等の寄附道路等でマンホール等を設置する場合）

- ・マンホールの位置、勾配、管種、管径等がわかる平面図や縦断面図、マンホールや内副管の構造図（組み合わせ図）、各マンホールのインバート図を実測値に直して添付すること。
- ・マンホール位置（座標／世界測地系）、地盤高、管底高は市の基準点から実測した資料を添付すること。（基準点については、道路管理者に確認すること）

【本復旧完了の書類】

◎仮復旧（施工）から 3ヶ月以上 期間をあけてから実施すること。

1. 公共下水道施設施工承認工事完成届（本復旧）

- ・別紙「記入例」参照

2. 案内図

- ・申請時の書類に同じ。

3. 舗装復旧図

- ・管路・仮復旧完了の書類に同じ。

4. 工事写真

- ・管路・仮復旧完了の書類に同じ。
- ・撮影項目については、別紙「【本復旧用】工事写真作成チェックシート」を参照すること。

【変更・取下げ届出】

◎許可の下りた工事において、内容の変更もしくは取下げをする必要がある場合に提出すること。

◎変更については、履行期間内に工事が完了できなくなってしまった場合等で使用し、実測による寸法の増減や材料の軽微な変更などは完成届にて記載すればよい。

例) 支管角度の変更 90度→30度、取付管延長 3m→3.5m などは届出不要

◎取下げについては、何らかの理由で施工ができなくなった場合に提出すること。

1. 公共下水道施設施工承認工事変更届出書

- ・別紙「記入例」参照

2. 当初許可書の写し

3. その他

- ・その他変更のあった書類を添付すること。
- ・必要書類については、事前に下水道施設課と協議すること